

## 第5章 土 壤 汚 染

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）及び土壤保全対策要綱（昭和46年7月策定）に基づき、昭和46年度から継続して実施している重金属類による土壤汚染概況調査は、府域の一般農用地を対象に地質、土性、用水系統を考慮し、水田にあっては、おおむね1,000 haに1地点の割合で27地点、樹園地にあっては、栽培種目、栽培面積を考慮して3地点、計30地点(22市町村)を選定して土壤を採取するとともに、そのうち10地点で採取した土壤中の特定有害物質（カドミウム、銅及び砒素）の含有量及びその土壤と同一地点で採取した農作物の可食部における特定有害物質（カドミウムに限る。）の含有量について分析したものである。

昭和52年度における調査においては、いずれの地点においてもこれらの特定有害物質による汚染は認められなかった(表2-5-1)。

表2-5-1 土壤汚染概況調査結果(昭和52年度)

### (1) カドミウム及びその化合物

項目		カドミウム濃度 (ppm)	痕跡以上0.4未満	0.4以上1.0未満	1.0以上	計
土 壤	水 田		5 地点	5 地点	0 地点	10 地点
	農 作 物	玄 米	10	0	0	10

### (2) 銅及びその化合物

項目		銅濃度 (ppm)	痕跡以上 10未満	10以上 20未満	20以上 100未満	100以上 125未満	125以上	計
土 壤	水 田		4 地点	6 地点	0 地点	0 地点	0 地点	10 地点

### (3) 砒素及びその化合物

項目		砒素濃度 (ppm)	痕跡以上 5未満	5以上 10未満	10以上 15未満	15以上	計
土 壤	水 田		10 地点	0 地点	0 地点	0 地点	10 地点

(注) 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律では①カドミウムは玄米1キログラムにつき1ミリグラム以上 ②銅は水田の土壤1キログラムにつき125ミリグラム以上 ③砒素は水田の土壤1キログラムにつき15ミリグラム以上含まれる地域を農用地土壤汚染対策地域の指定要件としている。